

平成29年度「緑の募金」事業事務手続

とちぎ緑づくり推進事業

市町村緑づくり推進事業

- 1 事業の目的
市町村の緑づくり活動を推進するため、市町村緑化推進委員会が実施する緑化活動を支援する。
- 2 事業主体
市町村緑化推進委員会
- 3 事業の内容
市町村における緑づくり推進事業
 - ① 植栽・苗木配布事業
 - ② 市民緑化活動への支援事業
 - ③ 名木・古木保存事業
 - ④ 市町村緑化プラン策定事業
 - ⑤ 緑づくり普及啓発事業
 - ⑥ その他緑化事業
- 4 助成額
前年度の家庭募金の30%及び一般募金の10%に事務費5万円を加算した額の範囲内とする。
- 5 手続 *注
 - (1) 事業の実施を希望する市町村緑化推進委員長（以下「委員長」という。）は、理事長が指定する期日までに、事業申請書（様式-1）を理事長に提出する。
助成金の概算払いを希望する場合は、概算払い請求書（様式-2）を添付する。
 - (2) 理事長は、事業申請書の提出があったものについて、別に定める公募事業等審査会に諮り、事業実施の可否等を決定し、事業決定通知書（様式-3）により委員長へ通知する。
 - (3) 委員長は事業終了後、1ヶ月以内に事業実績報告書（様式-4）を理事長に提出する。
 - (4) 理事長は、概算払い請求書又は実績報告書に基づき、委員長が指定する口座に送金する。
 - (5) 委員長は、事業決定後、事業内容を変更又は中止するときは、速やかに変更承認申請書（様式-5）を理事長へ提出するものとする。
 - (6) 理事長は、前項の申請書の内容が適当と認めるときは、変更決定書を委員長へ通知する。
 - (7) 理事長は、本事業の適切な推進を図るため、必要な情報資料を市町村緑化推進委員会に提供するものとする。
- 6 事業の明示（広報）
 - (1) 「緑の募金」による事業である旨を明示し、周知を図ること。
（標識板設置、市町広報誌、ホームページ、印刷物への記載等）
 - (2) 苗木配布事業にあつては、募金箱やのぼり旗等を準備し、緑の募金を行うこと。

*注 提出期限：4月1日～11月30日まで